企業法務こぼれ話

第89話 ～ 生活道路の法定速度は時速30ｋｍに ～

今月（2026年９月）１日から、改正道路交通法施行令の施行により、中央線や中央分離帯、車両通行帯のない道路――いわゆる「生活道路」の法定速度が、時速60ｋｍから時速30ｋｍに引き下げされました。今回は、法定速度引下げによる影響、注意点等について、お話していきます。

何が、何故、変わったのか？

これまで、標識も標示もない道路の法定速度は、一律で時速60ｋｍでした。住宅街の細い路地であっても、標識等がなければ、法律上は時速60ｋｍまで許容されていました。この点が、今回の法令改正で修正されました。

生活道路での事故は、歩行者や自転車が巻き込まれることが多いです。そして、車両と歩行者が衝突した場合、衝突速度が時速30ｋｍを超えた辺りから、歩行者の致死率は急激に上昇します。死亡事故減少のために、「原則時速60ｋｍだが、一部の生活道路を時速30ｋｍに規制する」という仕組みではなく、「すべての生活道路は原則時速30ｋｍ」と変更することになりました。

ちなみに、標識があれば、制限速度は標識どおりです。時速40ｋｍ等の規制標識が設置されている道路では、この指定速度が優先されます。

企業として対策すべき事項は？

企業活動において、業務で、従業員に車両を使用させることがあります。業務中、生活道路を１ｋｍ走る必要があったとして、その移動時間は、時速60ｋｍなら60秒、時速30ｋｍなら120秒。１日全体でみれば、改正前に比して、数時間単位の大きな差が発生するということも少なくありません。移動時間の計算に際しては、十分に注意をして、余裕をもつようにすべきです。

また、時速30ｋｍというのは、道幅等によっては体感的にかなり遅く感じる速度です。意識せず運転をしていると、惰性で、時速40ｋｍ、時速50ｋｍ、と上がってしまうおそれがあります。改正後しばらくは、業務で車両を使用する従業員に対して、相当程度の注意を促す必要があるでしょう。

今回の改正の影響を最も直接的に受けるのは、運送業であることは明らかでしょう。既存の運送計画の見直しが必要です。運送計画の変更に伴い、荷主や元請への説明・交渉が必要になる可能性もあります。法令改正という制度の変化によるものですから、根拠を示して説明し交渉すべきですし、荷主や元請側も十分な理解を示すべきです。

速度違反が企業に与える影響

法定速度が下がるということは、これまでと同じ走り方をしていた場合、法定速度の超過幅が大きくなるということです。惰性で運転したことで、生活道路を時速60ｋｍで走行してしまうと、30ｋｍの速度超過、違反点数６点で免許停止となります。従業員が１人免許停止になれば、企業は突然、１台分の稼働力を失います。

また、企業は、従業員の業務中の交通事故について、使用者責任を負うため、民事上の賠償責任は企業に及びます。交通事故時、30ｋｍの速度超過があれば、「著しい過失」又は「重大な過失」として、過失割合が10～20％高くなり、結果として賠償額が増大する可能性があります。

おわりに

今回の改正は、強い制約にも感じられますが、その根底には交通死亡事故の減少という大きな目的があります。日常的に運転する方はもちろん、企業としても注意すべき改正です。

本改正についてまだ対応していない企業は、本稿でも触れたリスクを踏まえ、従業員・取引先等関係者に対して、改正に基づく適切な対応を速やかに採ることが重要です。

〈著者プロフィール〉

益田　萌里（ますだ　もえり）　宇都宮中央法律事務所　弁護士

兵庫県出身。香川大学在学中、台湾の国立政治大学法学部にて中国法等を学ぶ。令和２年早稲田大学法科大学院卒業。令和４年弁護士登録、宇都宮中央法律事務所入所。国内外の企業法務を中心に、企業の紛争・トラブル等についての訴訟・交渉案件を幅広く取り扱う。